

2020年1月15日

受益者の皆さまへ

東京都港区愛宕二丁目5番1号
三井住友DSアセットマネジメント株式会社

アジア高利回り現地通貨建て債券ファンド（資産成長型） 繰上償還（予定）に関するお知らせ

このたび弊社では標記の投資信託につきまして、信託約款の規定に従い、下記のとおり繰上償還を予定しておりますので、お知らせいたします。

1. 繰上償還予定日

2020年3月4日

2. 繰上償還の理由

「アジア高利回り現地通貨建て債券ファンド（資産成長型）」は、2016年7月に設定され、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目指して運用を行ってまいりましたが、信託約款の繰上償還規定の「受益権の口数が10億口を下回る」状態が継続しております。今後も受益権口数の増加が見込み難しく、効率的な運用および商品性の維持が懸念されることから、繰上償還することが受益者の皆さまにとって有利であると判断し、信託約款の規定に従い信託契約を解約（繰上償還）するものです。

3. 書面決議

繰上償還にあたっては、2020年1月16日現在の受益者を対象に、2020年2月17日に書面決議を行います。

2020年1月16日現在の受益者の方には2020年1月17日より「議決権行使書面」等を販売会社よりお送りしますので、2020年2月14日（必着）までに、賛成または反対される旨および必要事項をご記入のうえ、弊社までお送りください。

書面決議において、議決権を行使することのできる受益者の議決権の3分の2以上に当たる賛成をもって可決された場合、繰上償還を実施します。

以上